

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 53 | 高槻市 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請の受付を行い、寄附者データを集約し、本市市民税課に提供する。</p> <p>【具体的な事務】</p> <p>1 紙での申請について</p> <p>(1) 申告特例の求めに係る書類の受理、内容確認、保管。</p> <p>(2) 申告特例の変更の届出に係る書類の求めに係る受理、内容確認、保管。</p> <p>(3) 寄附者データを集約し、本市市民税課への提供</p> <p>2 オンラインでの申請について</p> <p>(1) (株)さとふる及びシフトセブンコンサルティング(株)が提供するオンラインでの申請受付サービスにて、申告特例の求めに係る情報の内容確認、受理、保管。</p> <p>(2) 寄附者データを集約し、本市市民税課への提供</p> |
| ③システムの名称 | エクセル(表計算ソフト)、e-NINSHOシステム、ふるさと納税doシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| ワンストップ特例申請者一覧 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第4項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 街にぎわい部 観光シティセールス課 |
| ②所属長の役職名 | 観光シティセールス課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 総務部 法務ガバナンス室 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 街にぎわい部 観光シティセールス課 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|--|------|-------------------------|
| 令和5年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 【具体的な事務】 1 申告特例の求めに係る書類の受理、内容確認、保管。 2 申告特例の変更の届出に係る書類の求めに係る受理、内容確認、保管。 ※寄附申込サイトさとふる経由の寄附者の一部については、(株)さとふるが提供するオンラインでの申請受付サービスを導入 3 寄附者データを集約し、本市市民税課への提供 | 【具体的な事務】 1 紙での申請について (1) 申告特例の求めに係る書類の受理、内容確認、保管。 (2) 申告特例の変更の届出に係る書類の求めに係る受理、内容確認、保管。 (3) 寄附者データを集約し、本市市民税課への提供 2 オンラインでの申請について (1)(株)さとふる及びシフトセブンコンサルティング(株)が提供するオンラインでの申請受付サービスにて、申告特例の求めに係る情報の内容確認、受理、保管。 (2) 寄附者データを集約し、本市市民税課への提供 | 事後 | 令和5年度のサービス利用契約締結後となるため。 |
| 令和5年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | エクセル(表計算ソフト)、e-NINSHOシステム | エクセル(表計算ソフト)、e-NINSHOシステム、ふるさと納税doシステム | 事後 | 令和5年度のサービス利用契約締結後となるため。 |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年1月1日時点 | 令和5年1月31日時点 | 事後 | - |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年1月1日時点 | 令和5年1月31日時点 | 事後 | - |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |